

成蹊大学櫛祭本部規約

成蹊大学櫛祭本部
2018年度(第57回)

| | |
|--------------|-------|
| 前文 | p. 1 |
| 第一章 総則 | p. 2 |
| 第二章 組織 | p. 3 |
| 第三章 外部機関 | p. 5 |
| 第四章 参加団体について | p. 6 |
| 第五章 会計 | p. 8 |
| 第六章 規約改正 | p. 9 |
| 第七章 罰則施行細則 | p. 10 |
| 附則 | p. 10 |

前文

成蹊大学『櫛祭』は、成蹊大学生が連帯して文化を創造することが出来る唯一の場であり、なおかつ、その成果を広く学外に示すことが出来る絶好の機会でもある。この、『櫛祭』とは、学生ひとりひとりの、自己の責任において活動し自ら決定するという『自治活動』を基盤として、全ての参加者、参加団体及び櫛祭本部の連帯によって開催されるものである。

我々櫛祭本部は、櫛祭運営に関しての最高機関であり、『櫛祭』における全学生の中心的存在として、全ての参加者及び参加団体の利益を図ることを究極の目的とする。しかし、過去の歴史を鑑みるに、『櫛祭』が特定の思想に片寄った形で運営され、結果として参加する学生から大きく離れた時期があった。今や我々は深い反省に立った上で、『櫛祭』の運営にあたって、学生と共に歩む姿勢を常に持ち続け、特定の思想に片寄ったり自らの利益を追求したりすることがあってはならないと信じる。

我々櫛祭本部は『櫛祭』が学生による主体的自治活動及び学生文化を向上させるものとなるために、不断の努力を払っていかねばならない。そして究極的には、この『櫛祭』が成蹊大学における学生文化の質的な向上を、ひいては成蹊大学の活性化をもたらすようなものになることを願ってやまない。

第一章 総則

第一条（定義）

- 一 この本部は成蹊大学『櫨祭』を運営する最高機関である。

第二条（義務及び権利）

- 一 この本部は前文における目的達成を義務とし、その目的に伴う活動を行う権利を有する。

第三条（自己点検及び評価等）

- 一 この本部は前文における目的を達成するため、その活動内容の改善及び充実に努める。
- 二 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については別にこれを定める。

第四条（委員）

- 一 この本部に、その活動を円滑に行うため櫨祭本部委員（以下『委員』という。）を置く。
- 二 前項の委員は原則として成蹊大学生でなければならない。

第五条（役員）

- 一 この本部に、その活動を円滑に行うため以下の役員を設ける。
 - 委員長 一名
 - 副委員長 一名以上
 - 財務局長 一名
- 二 役員及び職制に関する規則は別にこれを定める。

第六条（櫨祭本部局及び局長）

- 一 この本部は本規約第三条二項に鑑み、局を設けて櫨祭本部局長（以下『局長』という。）一名をその責任者とすることが出来る。
- 二 局の仕事が重複した場合、委員長はその各件に対して責任者一名を任命しなければならない。
- 三 局長及び職制に関する規則は別にこれを定める。

第七条（外部機関）

- 一 この本部はその活動を円滑に行うために次の外部機関を設ける。総責任者会議、その他櫨祭本部が必要であると認める機関（以下『その他の機関』という。）を置く。
- 二 外部機関及び職制に関する規則は別にこれを定める。

第八条（罰則）

- 一 この本部は本規約第二条に鑑み展示・催物・模擬店参加団体（以下『参加団体』という。）及び参加者に罰則を課すことが出来る。
- 二 罰則は次の場合に課されることとする。罰則施行に関する規則は別にこれを定める。
 - 一、 櫛祭本部の指示に従わない場合
 - 二、 櫛祭本部の規約に従わない場合

第二章 組織

第九条（所在）

- 一 この本部は東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目三番一号、成蹊大学内に置くこととする。

第十条（発足）

- 一 この本部は原則的に本部自らの意思によってその発足を決定する。

第十一条（委員）

- 一 櫛祭本部委員は原則として公募し、委員の入退部は個人の自由意思にこれを任せる。

第十二条（任期）

- 一 この本部はその任期を櫛祭開催当年の一月一日から十二月三十一日までとする。

第十三条（櫛祭本部委員長）

- 一 櫛祭本部委員長（以下『委員長』という。）は櫛祭本部の最高責任者であり、櫛祭本部の代表として全委員の活動を管理・統括する。
- 二 委員長は櫛祭の事務・人事・予算に対して決定権を持つ。
- 三 委員長は自由立候補したもの、若しくは前委員長または他の委員の推薦による者の中から決定する。

第十四条（櫛祭本部副委員長）

- 一 櫛祭本部副委員長（以下『副委員長』という。）は委員長を補佐し、委員長が不在、若しくは何らかの事情によりその職務を遂行することが出来ないと判断された場合、責任者としてその職務を代行する。
- 二 本規約第二十七条に基づいて委員長が解任された場合、副委員長は委員長に昇格し、その職務を引き継ぐ。

第十五条（櫛祭本部財務局）

- 一 櫛祭本部財務局（以下『財務局』という。）は櫛祭本部における全会計を管理・統括し、財務局長をもってその責任者とする。
- 二 会計に関する規則は別にこれを定める。

第十六条（櫛祭本部総務局）

- 一 櫛祭本部総務局（以下『総務局』という。）は櫛祭における展示・模擬店の準備及び物品を管理・統括し、総務局長をもってその責任者とする。

第十七条（櫛祭本部管理局）

- 一 櫛祭本部管理局（以下『管理局』という。）は櫛祭における警備・清掃活動及び模擬店の運営を管理・統括し、管理局長をもってその責任者とする。

第十八条（櫛祭本部企画局）

- 一 櫛祭本部企画局（以下『企画局』という。）は櫛祭における櫛祭本部主催の企画活動を管理・統括し、企画局長をもってその責任者とする。

第十九条（櫛祭本部編集局）

- 一 櫛祭本部編集局（以下『編集局』という。）は櫛祭における出版活動を管理・統括し、編集局長をもってその責任者とする。

第二十条（櫛祭本部広報局）

- 一 櫛祭本部広報局（以下『広報局』という。）は櫛祭における広報活動を管理・統括し、広報局長をもってその責任者とする。

第二十一条（櫛祭本部環境部）

- 一 櫛祭本部環境部（以下『環境部』という。）は櫛祭における環境の保全活動をその目的とし、環境部長をもってその責任者とする。

第二十二条（部の設立）

- 一 委員は、その必要に応じて部を設立することができる。
- 二 部は、設立された後に全委員にその意義を提示する場を設け、その場に出席した委員の3/4以上の承認を得なければ活動することができない。
- 三 部は部長をもってその責任者とする。
- 四 部と局は兼ねることができる。

第二十三条（有志）

- 一 各局及び部又は委員の有志は、委員長に対して企画書を提出することができる。
- 二 有志は代表者を一名定め、委員にその意義を提示する場を設け、委員の承認を得なければ活動することができない。
- 三 有志企画の責任は全て委員長に帰属する。

第二十四条（休部措置）

- 一 委員長は、委員が負傷、疾病又はその他止むを得ない事由に基づき長期間委員として活動する事ができないと判断し、且つ将来に於いて活動を再開し得る確信がある場合、その委員に対して一定期間の休部を提案することができる。
- 二 休部した者は、その期間中、委員としての権能が停止される。
- 三 休部した事由が終了した日から数えて1週間以内に復部の意思表示がなされない場合、退部したものとみなす。

第二十五条（櫛祭期間中の参加義務）

- 一 委員は原則として、櫛祭期間中は櫛祭の運営活動への参加義務を負う。ただし、委員に負傷、疾病又はその他止むを得ない事由が存在し、委員長が参加不可能と判断した場合、この限りではない。

第二十六条（委員のリコール）

- 一 この本部は委員がその職務を遂行出来ないと判断された場合に、全役員の3/4の賛成をもって、その解任を委員長に対して勧告することが出来る。
- 二 委員長を除く役員及び局員の降格は前項に準ずるものとする。

第二十七条（委員長のリコール）

- 一 この本部は全委員の3/4が、委員長が職務に対して不相当であると判断した場合、これを解任することが出来る。

第三章 外部機関

第一節 総責任者会議

第二十八条（目的）

- 一 この本部は櫛祭参加団体（以下『参加団体』という。）と意思疎通を図るために、必要に応じて『総責任者会議』を開く。
- 二 総責任者会議において、本部及び団体は、双方の決定事項を確認しなければならない。

- 三 この本部は第一回総責任者会議においてその年度の活動方針を全学生に発表しなければならない。

第二十九条（総責任者）

- 一 参加団体は櫛祭運営に関する総責任者を最低一名以上置き、部長等の各団体における役職担当者をもってこれに充てなければならない。
- 二 総責任者は次の義務を負う。
- 一、総責任者会議に出席し、本部の決定事項を所属団体に報告する義務。
 - 二、団体の決定事項を本部に報告する義務。
 - 三、櫛祭の円滑な運営に協力する義務。
 - 四、各所属団体の事故に対する責任を負う義務。
- 三 参加団体が総責任者を何らかの事情により変更する場合、その旨を文書によって櫛祭本部に通達しなければならない。

第二節 その他の機関

第三十条（模擬店を審議する場合）

- 一 この本部は模擬店の承認に関し、その審議の場を開かななければならない。
- 二 前項の審議の場に関する規則は本規約第三十九条にこれを定める。

第四章 参加団体について

第一節 展示・催物団体について

第三十一条（定義）

- 一 櫛祭において原則として展示・催物を開催する団体を展示・催物団体として定義する。

第三十二条（参加資格）

- 一 つぎの団体について展示・催物を開催する資格の団体としてこれを認める。
- 一、文化会所属団体
 - 二、体育会所属団体
 - 三、その他の学内届出団体（以下『学内サークル』という。）
 - 四、櫛祭本部が適当と認める有志（催物団体の参加については制限を設ける。また、原則として外部者の参加は認めない。）

第三十三条（手続）

- 一 参加希望団体は総責任者会議で配布する参加申込用紙に必要事項を記入の上、櫛祭本部に提出する。

第三十四条（決定）

- 一 展示・催物参加の資格付与は本部内で設けられた会議の場で審議され、委員長の承認によって決定・付与される。

第三十五条（展示援助金）

- 一 展示・催物団体は櫛祭本部から展示・催物に関する援助金（以下『展示援助金』という。）を受けることが出来る。

第二節 模擬店団体

第三十六条（定義）

- 一 櫛祭において原則として屋外で飲食・品物及びサービスの販売を行う団体を模擬店団体として定義する。

第三十七条（参加資格）

- 一 つぎの団体について模擬店を運営する資格のある団体として認める。
 - 一、文化会所属団体
 - 二、体育会所属団体
 - 三、学内サークル
 - 四、ゼミ（通年のものに限る。）
- 二 前項の参加資格の例外として、当該年度の第一回総責任者会議の時点で、学生部公認の団体としての活動が一年未満の場合、参加はこれを認めない。

第三十八条（手続）

- 一 模擬店団体の参加手続は本規約第三十三条の規定に準ずるものとする。

第三十九条（決定）

- 一 模擬店参加の資格付与は本部内で設けられた会議の場で審議され、委員長の承認によって決定・付与される。この決定は、文化会本部委員長及び体育会本部委員長によって監査を受ける場合がある。
- 二 前項の決定過程に関しては、これを参加希望団体に公表しなければならない。

第四十条（営業）

- 一 参加資格を獲得した団体は模擬店の営業を行うことが出来る。
- 二 前項における参加資格を獲得した団体が櫛祭本部の承認の下で、他の参加資格を獲得した団体と共同で模擬店の営業を行うことはこれを妨げない。

第四十一条（模擬店協力金）

- 一 営利を目的とする模擬店団体は櫛祭本部に模擬店協力金を納付しなければならない。
- 二 模擬店協力金に関する規定は別にこれを定める。

第五章 会計

第一節 櫛祭本部会計

第四十二条（定義）

- 一 この本部の会計は展示援助金・模擬店協力金・企画収入・広告収入・協賛金等をもってこれを定義する。

第四十三条（用途）

- 一 この本部が会計金を櫛祭運営以外に使用することはこれを禁ずる。

第四十四条（監査）

- 一 この本部の当年度会計は文化会本部委員長・体育会本部委員長・学生部長により監査され承認を得なければならない。

第四十五条（会計の公開）

- 一 全成蹊大学生は櫛祭本部に関する全会計を自由に閲覧する権利を有する。

第四十六条（会計期間）

- 一 櫛祭の会計期間は櫛祭開催当年度の四月一日より、翌年の三月三十一日までとする。

第二節 展示・催物団体会計

第四十七条（決算報告）

- 一 全参加団体はその決算報告を会計期間中に櫛祭本部に提出しなければならない。

第四十八条（監査）

- 一 各参加団体の会計決算報告は櫛祭本部に監査され、承認されることとする。

第四十九条（展示援助金）

- 一 本規約第三十五条に従って、各参加団体が櫛祭本部から展示援助金を受け取る場合は本規約第四十七条の決算報告に従ってこれを算出する。

第五十条（会計期間）

- 一 各参加団体の会計期間は当年度第一回総責任者会議の日から櫛祭終了後二週間までとする。

第三節 模擬店参加団体

第五十一条（決算報告）

- 一 全参加団体は櫛祭本部の要請があった場合にその決算報告を櫛祭本部に提出しなければならない。

第五十二条（監査）

- 一 各参加団体の会計決算報告の監査、承認は本規約第四十八条の規定に準ずるものとする。

第五十三条（模擬店協力金）

- 一 本規約第四十一条に従って、各参加団体が模擬店協力金を納付する場合、櫛祭本部はこの模擬店協力金を原則として展示援助金に用いなければならない。

第五十四条（模擬店協力金額）

- 一 各参加団体の模擬店協力金額は櫛祭本部がこれを決定する。
- 二 協力金額は参加団体の状況のいかんを問わずこれを一律とする。

第六章 規約改正

第五十五条（目的）

- 一 この本部は本規約第三条の意図するところに従って、規約に何らかの改正が必要な場合はこれを改正することが出来る。

第五十六条（決定）

- 一 この本部が本規約第五十五条に従って、規約の改正をする場合は全委員の3/4の賛成及び委員長の承認を必要とし、文化会本部委員長・体育会本部委員長・学生部長の承認を経てこれを決定する。

第七章 罰則施行細則

第五十七条（罰則施行細則）

- 一 罰則施行細則は必要に応じて、その年度毎に変更することが出来る。
- 二 罰則施行細則についてはその年度の細則が決定次第、総責任者会議を通じてこれを全学生に公表しなければならない。

附則

- 一 この規約は平成二十八年四月十四日から施行する。
- 二 前規約は新規約の施行をもってその一切の効力を失う。

以上

以下補足

『成蹊大学櫛祭本部規約』

制定日： 不 明

■改正年月日

第 50 回(委員長：松本倫英) 平成二十三年五月二十一日

第 51 回(委員長：山崎一輝) 平成二十四年五月二十三日

第 52 回(委員長：齊藤恭佑) 平成二十五年六月十日

第 54 回(委員長：小野永遠) 平成二十七年六月二四日

第 55 回(委員長：吉田健太郎)平成二十八年四月十四日